

# しんきん「教育資金贈与専用口座」(普通預金)

お取扱期間:平成26年7月1日~令和3年3月31日

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応するための普通預金の専用口座

## 教育資金の一括贈与が非課税に

- ① お孫さま等（受贈者）が、祖父母さま等（贈与者・直系尊属）より教育資金として一括贈与された資金をお孫さま等名義の当金庫口座に預入した場合、実際に教育資金として支払われた資金（上限 1,500 万円）が非課税となります。

（令和3年3月31日までに預入れした場合が非課税の対象となります。）

（注）平成31年4月1日以後に、贈与から3年以内に贈与者が死亡した場合、受贈者が23歳以上であれば、その死亡日における残額が相続財産に加算されます（受贈者が在学中の場合を除く）。

- ② 学校等以外（塾や習い事等）に対して支払われた教育資金は、上記①の一括贈与された資金の範囲内で最大 500 万円まで非課税となります。

- ③ お孫さま等が 30 歳になる日の前日までの教育資金支払いが非課税となります。

（教育資金として使われなかった資金には贈与税が課税されます。）

（注）受贈者が在学中、または、教育訓練を受講中で、当金庫に届出書を提出した場合に限り、30歳到達後も引き続き制度を利用することができます。ただし、期限までに届け出をしない年の12月31日または、受贈者が40歳に達する日のいずれか早い日に契約は終了となります。

- ④ 非課税措置を受けるためには、教育資金として使用したことを証明するため、学校等が発行した領収書等の提出が必要となります。（支払日から1年以内の提出）

- ⑤ お孫さま等お1人さまにつき1金融機関かつ1店舗での取扱いとなります。

※お孫さま等の前年合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、本非課税措置を受けられません。

## 教育資金とは？（領収書等の提出が必要となりますのでご注意ください。）

- (1) 「学校等」に対して直接支払われる次のような金銭をいいます。

- ①. 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など  
②. 学用品購入費、修学旅行費、学校給食費等「学校等」における教育に伴って必要な費用等

（注）「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校、各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所等をいいます。

- (2) 「学校等以外※」に対して直接支払われる次のような金銭で、社会通念上相当と認められるものをいいます。

＜イ. 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの＞

- ③. 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など  
④. スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）、その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など  
⑤. ③の役務の提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭

＜ロ. イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの＞

- ⑥. ②に充てるための金銭であって、「学校等」が必要と認めたもの  
⑦. 通学定期券代  
⑧. 留学渡航費、学校等に入学・転入学等するために必要となった転居の際の交通費

※23歳以上のお孫様等の教育資金の範囲は、学校等や教育訓練給付の支給対象となる教育訓練に係る費用に限定されます（習い事等は対象外）。

## 水沢信用金庫

本商品の詳細につきましては、当金庫ホームページ「商品概要説明書「しんきん教育資金贈与専用口座」」をご覧ください。

令和1年7月現在